

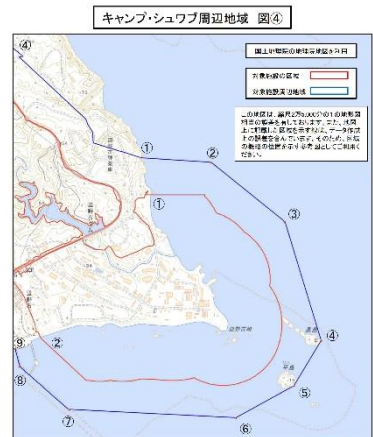
防衛省交渉で明らかになったあいまいな基準

いよいよ始まった辺野古のドローン規制

8月7日に防衛省が突然発表した新たにドローンの規制区域に指定されたのが、自衛隊施設だけではなく15箇所の在日米軍施設も対象となり、沖縄は嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブの5箇所が対象となった。

告示されたドローンの飛行禁止区域は2種類あり、「対象施設の区域」（赤いライン）と、「対象施設の区域」からおおむね300メートル外側の「対象施設周辺地域」（青いライン）で、右図示すとおりだ。

いよいよ始まる辺野古のドローン弾圧に、沖縄ドローンプロジェクトは対策弁護団も含め緊急会議を開き、今後の対策と防衛省交渉の日程について伊波議員事務所を通して早急に設定してもらった。



告示されたシュワブの禁止区域

規制前からドローンの監視体制が厳しくなってきた

防衛省交渉の準備を進めながら現場では、ドローン撮影が規制される9月6日までに撮影をするつもりで8月14日に辺野古の浜辺でドローン撮影をしていると5人の警察官が現場に現れた。正式な捜査でもないのにドローンの許可書と身分証明書の提示を求められた。

これまでも住民からの通報と言うことで何度か警察官が撮影現場に現れることがあってもせいぜい2人だったが、現場に5人の警官が来ることに今までにない物々しい雰囲気を感じた。8月18日に撮影をした時には辺野古の交番勤務の警察官が1人来たが、来る早々に「あなたが奥間さんですか？」と聞かれ、面識のない警察官が名指しで捜査すると言うことは明らかに自分が狙い撃ちされているのだと自覚した。

台風9号が接近していることもあり、9月3日が辺野古で近づいて撮影できる最後の機会だったので現場に向かった。撮影を終える頃に3人の警察官が現場に来た。ドローンを飛ばせば警官が駆けつけるというのが常態化するのだと覚悟して飛ばさないといけない状況なのだ。

この日はたまたま琉球新報の記者がドローンの取材をするために来ていたので、警察が我々の取調べをしている状況は、辺野古の規制が始まった9月6日の新聞でも取り上げてもらった。実はこの日は別のメディアもドローンを飛ばしているが、自分がその話をするまで別のドローンのことは、警察はまったく把握すらしていなかったのだ。

まさに沖縄ドローンプロジェクトがターゲットにされているように思えた。今後どういう規制をするのか、また具体的にどうやって空中を飛んでいるドローンが区域に入ったかどうかを確認するのかと聞いてみたが、明確な回答はなかった。



8月14日



8月18日



9月3日



9月6日の琉球新報の記事

防衛省交渉での対応

9月17日の防衛省交渉には4人の沖縄県選出の国会議員、伊波議員、赤嶺議員、屋良議員、高良議員、そうそうたるメンバーが駆けつけてくれた。

ドローン規制法は法を犯せば懲役1年未満、罰金50万以下の刑事罰となっているため、逮捕も踏まえた質問も盛り込んでいたので、交渉の場には防衛省だけではなく、警察庁の担当も同席した。

質問は大きく4つに分けて質問した。

第1項目が、取材の自由及び国民の知る権利が重要視されているかの確認

第2項目が、キャンプ・シュワブ(辺野古)を指定した理由

第3項目が、管理者から同意を得るための手続の問題点

第4項目が、処罰規定の構成要件が不明確であるという問題点

第1項目で伊波議員が追求したのが去年の防衛省交渉で「真に必要な範囲を指定する考え」との回答に、軍事施設としてまだできていない埋立区域を指定しておきながら、米軍の弾薬が保管されている重要な辺野古弾薬庫を施設とみなしていない防衛省側の不透明な判断に切り込んだ。

これに対して防衛局の言い分は、今回の指定は埋立区域としてではなく提供施設の「第一水域」「第二水域」として指定したとの回答に、赤嶺議員から「第二水域」は埋立ての工事が始まる前は漁船も自由に航行できた区域だったと指摘した。

一番の争点になったのが区域の設定のあいまいさである。明らかに辺野古の工事を撮影させたくないために慌てて作られた規制区域で、辺野古には訓練施設よりも重要な弾薬庫が隣接しているが、これは指定の対象外になっていて、防衛省が主張するテロの危険性を未然に防ぐと言う趣旨と相反している。

防衛省が8月7日に告示した区域は2つあり、絶対に入ってはいけないとされる「対象施設の区域」いわゆるレッドゾーンの区域(赤いライン)と、警告を受けたら直ちに出て行かなければいけないレッドゾーンからおおむね300メートル外側の「対象施設周辺地域」いわゆるイエローゾーンの区域(青いライン)で、防衛省の告示では青いラインはすべてのポイントに緯度経度情報が明記されているが、重要な赤いラインは陸地にある2点のみの位置情報しか示されていないことと、ラインは直線ではなく曲線もある。

それともうひとつの争点は、実際にドローンを飛ばしている現場サイドからの質問で、イエローゾーンの中に入るためには施設管理者(ここでは米軍の司令官)の許可が必要だが、イエローゾーンの外側は許可を取る必要がないことは交渉の場で防衛省も警察庁も認識しているが、実際にドローンを飛ばして図面に示している青いラインに入ったのかどうかを、現場でどうやって判断するのかということだ。

航空制限で上空150メートルはドローンの設定でそれ以上飛ばないように設定できるが、防衛省が指



資料：沖縄県発行の「沖縄の米軍基地」(P195)



防衛省の図に埋立区域を合成

定したラインを入ったかどうかを警察官がどうやって判断するのかという質問には、防衛省も警察庁も申請手続きをして下さいの一点張りで明確に答えていなかった。

このラインを分かり易く説明すると、ゲート前にあるオレンジラインのことだ。陸地だと明確にラインが表示されているから誰もがここから入ったら逮捕されると分かるからしっかりラインを守って抗議をする。もしこのラインがなかったとしたらどうか、右の写真のようにラインがあるのとラインがないのを比較してもわかるように、ラインがなければ歩いているだけで間違っ敷地内に入ってしまいう可能性もある。

ましてやラインを引けない海上のさらに上空では、目視で判断することは絶対に不可能である。

キャンプ・シュワブメインゲートのオレンジラインがなくなるとどうなる



実際に現場で違法者を逮捕するのは警察だが、このことを同席した警察庁の担当に聞くと、区域を指定したのは防衛省なので答えられないと逃げ、防衛省に確認すると個別のことは沖縄防衛局に問い合わせるようにと逃げる始末だ。

こういうあいまいな状態でドローン撮影を弾圧しようとすることにたいして「自分は犯罪者になりたくないです。明確にこの位置を示してもらえば法に基づいた活動をししますのでよろしくお願ひします。切実な思いですよ」と訴えた。

今回の交渉で明確に回答されなかったことに関しては、伊波議員の事務所を通して文書で回答するよう求めて交渉は終了した。

沖縄ドローンプロジェクトは権力の弾圧に萎縮することなく、今後も対策弁護団とともに法に準じたドローン撮影を続けていきます。

週刊金曜日 (2020年9月25日)

週刊 MDS (2020年10月2日)

今週の巻頭トピック



防衛省の各官舎前やゲート前などにドローン禁止区域の表示。防衛省も検閲する見通しあり。(左写真) 右側の像本亭久美。(撮影) 本田健樹

「沖縄ドローン規制で市民らが防衛省を追及 辺野古を空から見ると?」

国境の軍事基地に出入り、主要な空の小基地として、この島に防衛省の拠点が、4月1日からは防衛省の駐屯地として、沖縄・辺野古の敷地を占領する。防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。

辺野古のドローン禁止区域指定を撤回せよ

知る権利、報道の自由を侵すな
沖縄ドローンプロジェクトが防衛省交渉

辺野古のドローン禁止区域指定を撤回せよ。知る権利、報道の自由を侵すな。沖縄ドローンプロジェクトが防衛省交渉。

防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。防衛省は、この敷地を「ドローン禁止区域」として、ドローン飛行を禁止する。